|  |  |
| --- | --- |
| 団体ｺｰﾄﾞ |  |

令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

申請者　団体名

　　　　許可番号

　　　　住所

　　　　氏名

個人タクシー事業の運賃（定額運賃）設定届

今般、個人タクシー事業の運賃（定額運賃）を設定したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の４第１項の規定により、届出をします。

記

１．氏名及び住所

氏　名

住　所

２．設定しようとする運賃（定額運賃）を適用する営業区域

東京都特別区・武三交通圏

３．設定しようとする運賃（定額運賃）の種類、額及び適用方法

別紙のとおりとする。

４．実施日

令和　　年　　月　　日

※東京運輸支局へ届け出後、受付印のあるこの用紙を都個協へ必ずＦＡＸ送信（3947-9167）してください。

京運輸支局へ届け出後、受付印のあるこの用紙を都個協へ必ずＦＡＸ送別　紙（特別区武三～成田国際空港）

１．設定しようとする運賃の種類

平成１４年７月１日付け関東運輸局長公示「特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて（以下「成田定額公示」という。）」に基づく定額運賃とする。

２．定額運賃を適用するエリア

成田定額公示１．に定めたゾーンのうち、Ａゾーン、Ｂゾーン、Ｃゾーン、Ｄゾーンとする。

３．定額運賃の額等

（１）算出の基礎となる距離制運賃(公定幅運賃)等

（注）設定しようとする車種区分のみ記載すること。

①距離制　　特定大型車　初乗運賃　 　ｋｍまで 　　　　運賃　　　　円

加算運賃　 　　　ｍまでを増すごとに 　　　円

大型車　初乗運賃　 1.096ｋｍまで　　　運賃　５００円

加算運賃　 ２５５ｍまでを増すごとに １００円

普通車　初乗運賃　 1.096ｋｍまで　　　運賃　５００円

加算運賃　 ２５５ｍまでを増すごとに １００円

②遠距離割引　　　　　　　　９０００円を超える額について　　　　　１割引

③深夜早朝割増　　　　　　　　２２時から　５時まで　　　　　　　　　２割増

④公共的割引　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１割引

（２）定額運賃の額

成田定額公示２．に基づき算出した次表の額とする。



４．適用方法

（１）車種区分は、平成14年1月17日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運賃及び料金に関する制度について」３．の区分に基づき設定した公定幅運賃の車種区分による。

（２）有料道路利用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は旅客の負担とする。

（３）定額運賃は、予め営業所又は無線基地局において、旅客との間に定額運賃によることを特約した場合に適用する。

（４）運行の中止等の場合の措置として、運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）の運送におけるものと同様に操作する。

（５）運送の途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本届出による定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本届出による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は運賃メーター器の表示額によることとする。

（６）深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯（午後１０時～午前５時）の中にすべて含まれる場合に適用する。

（７）公共的割引の対象者及び確認方法は、現に認可を受けている公共的割引の適用方による。